

政統発 0115 第 3 号  
令和 8 年 1 月 15 日

各都道府県知事 殿

厚 生 労 働 省 政 策 統 括 官  
(統計・情報システム管理、労使関係担当)  
(公 印 省 略)

2026（令和 8）年国民生活基礎調査のうち保健所長を通じて実施する  
調査に関する事務の処理基準について

国民生活基礎調査の実施につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国民生活基礎調査に関する事務につきましては、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）第 4 条により法定受託事務と位置づけられ、また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 において、国は地方公共団体が法定受託事務を処理するに当たりるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めることができます。

つきましては、2026（令和 8）年国民生活基礎調査のうち保健所長を通じて実施する調査に関する事務の処理基準を下記のとおりといたしますので御了知いただきますとともに、指定都市市長、中核市市長及び保健所を設置する市区（指定都市及び中核市を除く。）の市区長への連絡につきましても併せてよろしくお願い申し上げます。

なお、下記の処理基準から除外されている事項につきましては、同法第 245 条の 4 に基づく「技術的な助言」となりますので、併せて御了知願います。

記

- 1 「2026（令和 8）年国民生活基礎調査の実施について（通知）」（令和 8 年 1 月 15 日付け政統発 0115 第 1 号）中「5 厚生労働統計親標本設定」、「6 調査の客体」、「7 調査の機関」、「8 調査の方法」及び「9 調査票等の提出期限」
- 2 「指導員・調査員の手引」中「III 指導員・調査員の仕事の流れ」、「IV 調査員の仕事」、「V 指導員の仕事」
- 3 「地方機関事務要領」中「II 地方機関の仕事の流れ」、「III 地方機関の調査事務」